



平成 28 年 2 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社ラックランド
代表者名 代表取締役社長 望月 圭一郎
(コード番号 9612、東証 1 部)
問合せ先 取締役管理本部長 鈴木 健太郎
(TEL. 03-3377-9331 (代表))

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日平成28年2月18日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社への移行及び移行に伴い平成28年3月30日開催予定の当社第46回定時株主総会に定款一部変更の件を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社は、現行の監査役会設置会社においても内部統制システムはじめコーポレートガバナンス体制は整備されているものと認識しておりますが、東京証券取引所においてコーポレートガバナンス・コードが平成27年6月1日から適用開始されたことを踏まえ、監査・監督機能及びコーポレートガバナンス体制の一層の強化を図るため、取締役会によるモニタリング機能の強化、取締役会が取締役に一定の重要な業務執行の決定を委任することによる意思決定の迅速化などの実現に向け、柔軟な機関設計を可能とする監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。

(2) 移行の時期

平成28年3月30日開催予定の当社第46回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定であります。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の必要な変更を行なうもの、その他当該変更に伴う条数等の変更を行なうものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 3 月 30 日 (水)

定款変更の効力発生日 平成 28 年 3 月 30 日 (水)

以上

【別紙】定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は、変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第 1 章 総 則</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査役</u>3. <u>監査役会</u>4. 会計監査人	<p>第 1 章 総 則</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査等委員会</u>(削除)3. 会計監査人
<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は 10 名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会においてこれを選任する。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> は 10 名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 20 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会においてこれを選任する。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役並びに役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、また取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある時はこの期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p><u>取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役並びに役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、その決議によって取締役社長1名を選定し、また取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある時はこの期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第26条 取締役会は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に定める事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部の決定を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締</u></p>

現行定款	変更案
	<p>役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(監査役の員数)</u></p> <p><u>第 28 条 当社の監査役は 3 名以上 7 名以内とする。</u></p> <p><u>(監査役の選任)</u></p> <p><u>第 29 条 監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p><u>第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p><u>(監査等委員会の権限)</u></p> <p><u>第 29 条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第 30 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p><u>第 31 条 監査等委員会に関する事項は、法令又本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員規則による。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>

現行定款	変更案
<p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>3 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p><u>(常勤監査役)</u></p> <p><u>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、召集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p> <p><u>(監査役会規則)</u></p> <p><u>第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p><u>第34条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>
<p>第35条～第38条 (条文省略)</p>	<p>第32条～第35条 (現行どおり)</p>